

令和5年度  
事業計画書

公益財団法人東京都環境公社  
令和5年3月



## 《目 次》

### 《 事 業 計 画 書 》

I	事業運営方針	3
II	事業計画	6
	1 環境調査研究事業	6
	2 広報普及等事業	9
	3 地球温暖化防止活動事業	11
	4 自然環境の保全等事業	32
	5 資源の循環利用に関する事業	35
	6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業	38
	7 公益目的事業の推進に資する事業	42
III	予算概要	43
	1 事業別収支の概要	43
	2 正味財産増減の概要	44
IV	公社の機関	45
V	公社の組織	46
	1 組織図	46
	2 職員数	47
	<参考>	
	公社の事業所等	48



## I 事業運営方針

気候危機が既に我々の身近に及ぶ中、ロシア・ウクライナ情勢の長期化は、エネルギー危機として、わが国のエネルギー安全保障の課題を改めて浮き彫りにし、都民生活や事業活動に多大な影響を与えている。

こうした中、東京都は、2030年のカーボンハーフの実現に向け、エネルギーを⑩減らす、⑪創る、⑫蓄めるの「HTT」の観点から政策を磨きあげ、脱炭素社会の基盤の確立と、エネルギー安全保障の確保を一体として取り組むとともに、循環経済への移行や生物多様性の保全・回復などあらゆる施策の拡充を図っている。

環境分野を専門とする都政策連携団体としての公社は、更なる役割の高度化が求められており、令和5年度の公社事業運営にあたっては、急速に変化する社会状況や深化・加速する環境施策にしっかりと対応するとともに、施策目標の達成に向けて、事業効果を高める取組を積極的に進めていく。

とりわけ、エネルギーの脱炭素化に向けた取組では、2025年度から開始される“新築建物を対象とした太陽光発電の設置義務化制度”（以下、「建築物環境報告書制度」という。）の円滑な実施に向け、本年1月に公社内に設置した総合相談窓口を起点として、都民や事業者のそれぞれの状況に応じた実効性の高い支援を講じ、新制度の理解促進やHTTの取組促進など気運を醸成するとともに、脱炭素行動を後押しする助成事業の利用促進に向け、デジタルの力を梃子に、審査体制の更なる強化と利用者の声やデータを活用した事業創出などサービス向上に繋げていく。

また、気候変動適応策の促進に向けた取組では、東京都や他の研究機関等と連携した情報収集・分析や、都民等の取組の促進に向けた積極的な情報発信を進めるとともに、持続可能な資源利用の推進においては、サーキュラーエコノミーの実現に繋がるパイロット事業や仕組みづくりなど社会実装化に向けた取組の支援を強化していく。

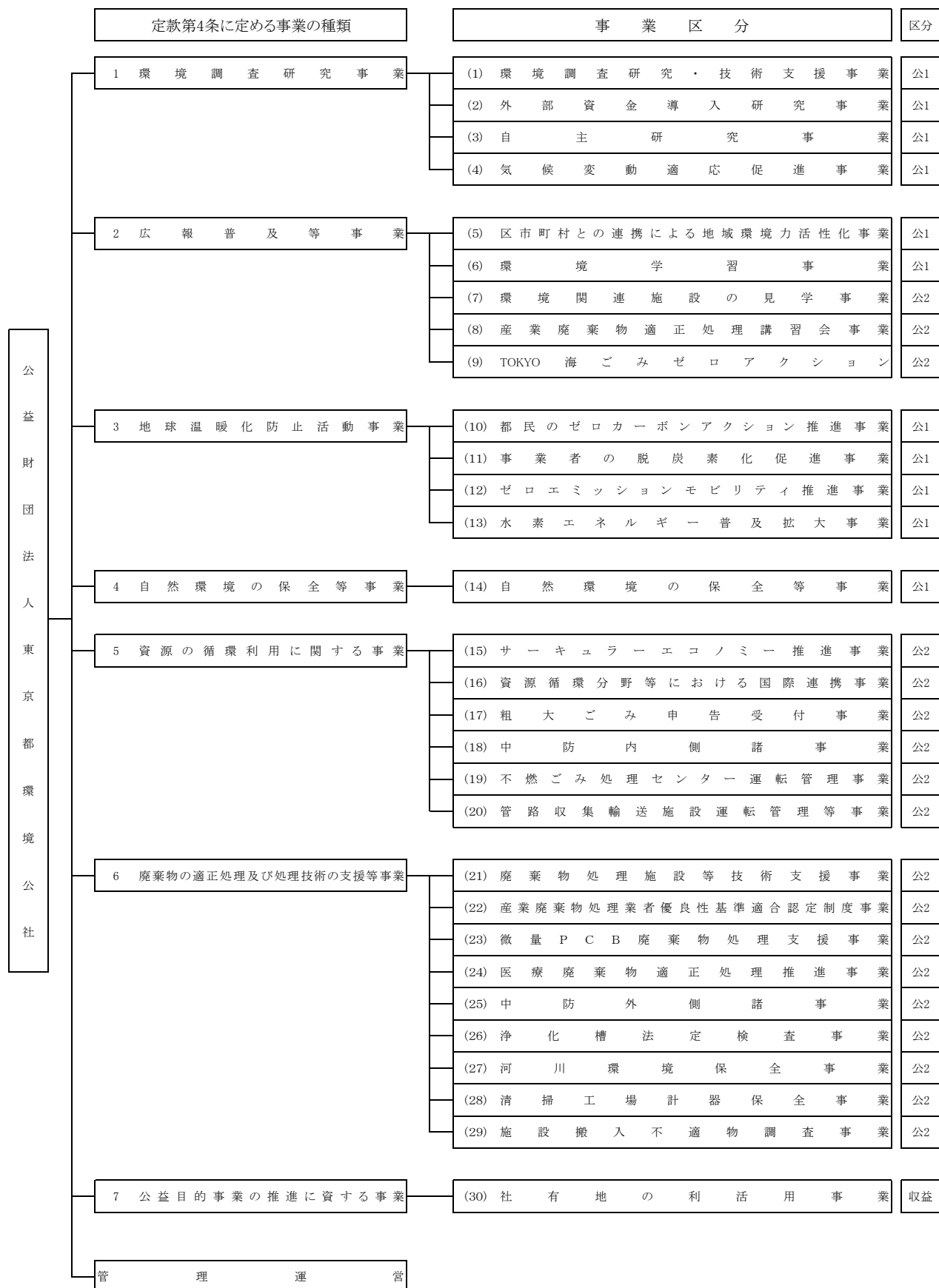
加えて、脱炭素社会の構築に不可欠な都民・事業者の行動変容に向けては、公社が有するエネルギー、資源循環、自然環境など各事業のリソースと多様なチャネルを最大限活用し、個々の特性に応じた訴求力の高いアプローチの実践など戦略的な広報を展開するとともに、企業・団体・大学など様々な主体との連携を深め、都民・事業者の環境配慮行動の取組を誘導していく。

「気候危機」と「エネルギー危機」という2つの危機に直面し、これまで以上に都民・事業者の理解や具体の行動が求められる今、従来の社会基盤を支える廃棄物適正処理や環境調査研究の推進に加え、都民・事業者と行政を繋ぐハブとして機能強化を図り、全社を挙げて、環境分野のフロントランナーとしての役割を果たし、ゼロエミッション東京の実現に貢献していく。

## 【主な取組事項】

- (1) 環境調査研究事業では、レジリエントな都市構築に資する気候変動対策をテーマとして、エネルギー、自然、環境リスク分野など横断的・総合的なプロジェクト研究を昨年度に引き続き取り組むとともに、東京都気候変動適応センターにおいて、区市町村における気候変動適応計画の策定に向けた積極的な支援や、新たに都民向けの普及啓発動画の製作や子供向け環境学習教材を作成し広く情報を発信するなど、都民の気候変動適応への理解浸透を図る。
- (2) 地球温暖化防止活動事業では、東京都が新たに創設した建築物環境報告書制度の円滑な施行に向け、総合相談窓口を起点として都民・事業者への理解促進を図るとともに、東京ゼロエミ住宅導入促進事業や災害にも強く健康に資する断熱・太陽光住宅の普及拡大事業の拡充など、都民や事業者の脱炭素に向けた取組を後押し・加速させる支援を展開する。
- (3) 水素エネルギー普及啓発事業では、水素情報館「東京スイソミル」において、令和4年度に引続き、グリーン水素活用に見える化に向けた展示改修（今夏完了予定）を行い、グリーン水素の普及・利用拡大に貢献するとともに、コロナ禍で中止していた週末イベントの再開や西新宿水素ステーションでのイベントと連携した企画・広報を展開するなど、水素エネルギーの社会実装の進展を体感できる情報発信を強化していく。
- (4) 自然環境の保全等事業では、保全地域体験プログラムや保全地域サポーター運營業務の実施回数を増やすとともに、子供たちが自主的な環境学習に利用できるよう、保全地域や里山について平易に解説した「子供向けページ」を作成するなど、より多くの都民・子供たちが保全地域での活動を通じ、生物多様性の拠点としての保全地域の価値・魅力を実感できる取組を強化し、新たなボランティアの掘り起こしと人材の定着に繋げていく。
- (5) サーキュラーエコノミー推進事業では、地域密着型のサーキュラービジネスの推進に向け、事業者や自治体等の多様な主体の連携と支援を目的とした“サロン”を新たに開催するとともに、サーキュラーエコノミーの実現に繋がるパイロット事業や仕組みづくりなど社会実装化に向けた取組の支援を行う。
- (6) 社会基盤を支える中央防波堤埋立処分場管理や清掃工場計器保全事業などについては、事業運営上のリスク管理や各現場における安全対策を徹底するとともに、公社独自の「人材育成プラン」の運用に基づき、職員の技術力や現場力の向上に繋げていく。
- (7) 都民・事業者の環境配慮行動の浸透・定着に向けて、新たな基金の創設と活用により、公社事業分野間や事業ごとの多様な主体との連携を軸としたイベントプロモーションを展開するとともに、イベント情報などを集約した都民向け登録型ポータルサイトを構築し、ユーザー個々の特性に応じたプッシュ型情報発信により行動変容を促進する。

# 【事業体系図】



## II 事業計画

### 1 環境調査研究事業（定款第4条第1項第1号）

#### （1）環境調査研究・技術支援事業（東京都受託事業） 「事業番号(1)」

東京都における大気、水質、ヒートアイランド現象、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究成果は研究発表会等により広く都民等へ知見の提供を行う。

##### ① 調査研究

東京都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を実施する。

調査研究	期間
都有施設のゼロエミッションビル化に向けた調査研究	令和5～7年度
複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査研究	令和4～6年度
熱分解GC/MSによるプラスチックの分析に関する研究	令和5～7年度
使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究	令和5～7年度
自動車環境対策の総合的な取組に関する研究	令和3～5年度
微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究	令和5～7年度
高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究	令和4～6年度
有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究	令和5～7年度
東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究	令和4～8年度
東京における地下水の実態把握に関する研究	令和4～6年度
都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究	令和3～5年度
グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究	令和4～6年度

(包括委託仕様書順)



② 環境技術支援等

東京都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。

環境技術支援等	
	自動車排出ガス測定体制の整備
	ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
	自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援
	分析精度管理等
	分析の精度管理等
	低沸点炭化水素類の測定及び VOC 簡易測定機による測定結果のクロスチェック
	光化学オキシダント自動測定の精度管理
	都及び区市町村の職員への技術支援
	国際環境協力に関する技術支援
	環境汚染事故発生時等における緊急的対応

③ 特別研究（事業期間：令和 3～5 年度）

水素蓄電エネルギーマネジメントの役割を実証していくため、都内の建築物への水素蓄電エネルギーマネジメントによる再エネ 100%導入を目指したモデル作成等の取組を実施する。

(2) 外部資金導入研究事業 「事業番号(2)」

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
外部資金導入研究	10 件	8 件	16 件

(3) 自主研究事業 「事業番号(3)」

① 萌芽研究・先行的研究

会社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施する。

区 分		令和 5 年度 計画	令和 4 年度 計画	令和 3 年度 実績
萌芽研究	重要性が顕在化していない環境テーマについて独創的なアイデアにより知見を集積する研究	2 件	3 件	3 件
先行的研究	重要性が高いものの、研究受託に至っていない課題について先行的に行う研究	7 件	7 件	7 件

② 持続可能かつレジリエントな都市構築に資する気候変動対策に関する研究（プロジェクト研究）

気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、環境リスク分野などの横断的・総合的な調査研究を進め、将来的に都の環境施策に貢献していく研究を実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画
プロジェクト研究	4 件	6 件

（４）気候変動適応促進事業 「事業番号(4)」

都内における気候変動適応に関する取組を促進するため、気候変動適応法及び東京都気候変動適応計画に基づき、他の研究機関等と連携による知見も含め、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、東京都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信する。

区分	令和 5 年度計画
研究所ニュース等による活動紹介	年 2 回
PR イベント	年 4 回
活動事例紹介セミナー開催	年 2 回
他の研究機関との連携	4 件※

※令和 3 年度から令和 5 年度までの累計計画件数

## 2 広報普及等事業（定款第4条第1項第2号）

### （1）区市町村との連携による地域環境力活性化事業（東京都補助事業） 「事業番号(5)」

東京の広域的環境問題への対応や、東京の地域特性を活かした魅力ある環境の創出を図ることを目的として、東京都と連携し、地域の実情に即した取組を実施する区市町村に対し、助成を実施する。

（事業期間：平成26～令和5年度）

（基金50億円）

#### 【主な助成対象事業】

分野	事業
【広域的環境課題対策分野】 広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大	暑さ対策推進事業
	食品ロス・リサイクル対策の推進事業
	外来種の積極的防除事業 <span style="float: right;">他 17 事業</span>
【地域環境創出分野】 地域特性・地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進	地産地消型等再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業
	樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業
	生物多様性に配慮した緑地の利活用推進事業 <span style="float: right;">他 6 事業</span>
【先駆的取組推進分野】 将来的な広域展開に向けた先駆的な取組をモデル事業として推進	ゼロエミッション東京の実現に向けた計画策定促進事業
	地域気候変動適応計画の策定促進事業
	環境学習推進事業 <span style="float: right;">他 5 事業</span>

### （2）環境学習事業 「事業番号(6)」

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会を積極的に提供するため、「小学校教員向け環境教育研修会」や「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施する。また、都民が場所と時間を選ばず環境学習ができる環境を充実させるため、環境学習用の動画を制作・配信する。

さらに、教育機関と連携し、小学校向け出前授業を都内小学校に展開するとともに、新たな環境学習コンテンツの制作を行う。

区分	令和5年度計画	令和4年度計画	令和3年度実績
小学校教員向け環境教育研修会	5回	5回	2回
都民を対象としたテーマ別環境学習講座	4回	4回	3回
環境学習動画の制作及び配信	2本	2本	2本
小学校向け出前授業	4回	—	—

### (3) 環境関連施設の見学事業 「事業番号(7)」

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
中防埋立処分場見学案内	1,200 件	1,200 件	430 件
スーパーエコタウン事業施設見学会	13 回	11 回	0 回
海と陸からの見学会	10 回	8 回	0 回
清掃工場・埋立処分場見学会	8 回	8 回	0 回
サマースクーリング親子で見学会	20 回	20 回	0 回
その他見学会	3 回	3 回	0 回

### (4) 産業廃棄物適正処理講習会事業 「事業番号(8)」

#### ① 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都廃棄物条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象として、排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理等の意識向上を図ることを目的として、産業廃棄物管理責任者講習会を実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
産業廃棄物管理責任者講習会	6 回	6 回	6 回

#### ② 産業廃棄物処理業者向け講習会（東京都受託事業）

静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正処理、法令遵守はもとより、環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的として、産業廃棄物処理業者向け講習会を実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
産業廃棄物処理業者向け講習会	5 回	5 回	5 回

#### ③ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

産業廃棄物処理業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を目指すことを目的として、業界の新入社員を対象に、スタートアップ研修会を実施する。

### (5) TOKYO 海ごみゼロアクション（東京都受託事業） 「事業番号(9)」

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないように、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO 等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO 海ごみゼロアクション」を実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
清掃体験プログラムイベントの実施等	4 回	3 回	3 回

### 3 地球温暖化防止活動事業（定款第4条第1項第3号）

#### （1）都民のゼロカーボンアクション推進事業 「事業番号(10)」

- ① 建築物環境報告書制度等に係る総合相談窓口の運営（東京都受託事業）  
建築物環境報告書制度や家庭向けの省エネ・再エネ支援制度等について、都民や事業者の理解促進を図り、安定的な制度運用につなげるため、相談を受け付ける電話相談窓口を運営する。
- ② 建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業（東京都補助事業）  
建築物環境報告書制度に係る都民・事業者の理解促進と建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図るため、様々なチャネルを活用した多面的で効果的な広報活動を展開する。
- ③ 太陽光発電設備アドバイザー支援事業（東京都受託事業）  
建築物環境報告書制度の施行に向け、都民、事業者に対し、セミナーの開催、講師派遣等、太陽光発電設備の導入検討、設置、管理運用の各段階を網羅した総合アドバイザー支援を展開する。
- ④ 太陽エネルギー普及促進事業（東京都補助事業）  
都内における太陽エネルギー利用機器の導入拡大を目的として、セミナーやイベントの開催等を行う。  
また、太陽光発電等に関する多様な相談に応じるとともに、各建物がどの程度太陽光発電や太陽熱利用システムに適しているかが一目で分かる Web マップ「東京ソーラー屋根台帳」の運営を行う。

区 分	令和5年度計画	令和4年度計画	令和3年度実績
事業者向けセミナー等	1回	1回	1回
都民向けセミナー等			
TOKYO 太陽エネルギーフェア	5回	5回	9回

- ⑤ 家庭のHTTムーブメント普及促進事業（東京都補助事業）【新規】  
家庭に対してHTT（エネルギーを⑩減らす、⑩創る、⑩蓄める）の取組の理解促進を図るため、動画の作成やイベント出展など幅広い機会を捉えてPRし、行動変容及びその定着を図る。
- ⑥ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業（環境省補助事業）  
省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例の紹介、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
脱炭素経営セミナー開催	1 回	1 回	1 回
イベント出展等	6 件	6 件	9 件
講師派遣	15 件※	20 件	4 件

※15 件のうち、有料講師派遣（計画 2 件）は、自主事業で実施する。

また、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成を目的として、家庭における温室効果ガスの排出実態を把握し、公表する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
家庭における温室効果ガス排出実態の把握	1 回	1 回	1 回

⑦ 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策（東京都受託事業）

東京都と連携している団体とともに、省エネに関するノウハウを持ち、積極的に省エネ情報を提供する店舗に対して研修を行い、東京省エネマイスター店の登録・公表を行う。

⑧ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業（東京都補助事業）

家庭におけるエネルギー消費量の低減を推進するため、都内において東京ゼロエミ住宅を新築する者に対して、その経費の一部を助成する。

なお、より高い省エネ性能等を備える「東京ゼロエミ住宅」基準を追加し、基準の多段階化（水準 1、2、3）及び助成対象設備の拡充を継続して実施する。

（事業期間：令和元～6 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

（基金 481 億 4,383 万円）

⑨ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（東京都補助事業）

住宅用太陽光発電システム等の設置に係る住宅所有者の初期費用が不要な事業を促進し、都内の太陽光発電システム等の設置拡大を図るために、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～9 年度「助成金の交付は令和 11 年度まで」）

（基金 34 億 8,800 万円）

- 令和 4 年度から初期費用ゼロサービスのプラン登録申請の受付開始
- 令和 5 年度から交付申請の受付及び助成金の交付を行う。

⑩ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（東京都補助事業）

（基金 388 億 4,505 万円）

ア 既存住宅における省エネ改修促進事業

既存住宅の断熱性能を向上するため、窓及びドアに加え、壁、屋根、天井、床の断熱改修に対する助成を実施する。

（事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）

助成対象	助成額
高断熱窓	助成対象経費の 1/3 (上限額：100 万円/戸)
玄関ドア	助成対象経費の 1/3 (上限額：16 万円/戸)
壁、屋根、天井、床	助成対象経費の 1/3 (上限額：24 万円/戸)

#### イ 賃貸住宅省エネ改修先行実装事業

賃貸住宅で省エネ改修を実施し、不動産広告で「見える化」することによって、既存の賃貸住宅における効果的な省エネ性能表示方法等を検証する。

(事業期間：令和 4 年度「助成金の交付は令和 5 年度まで」)

- 令和 5 年度は、助成金の交付及び省エネ計算実施に対する助成を行う。

#### ウ 家庭における太陽光発電導入促進事業

既存住宅及び新築住宅（新築は国の義務基準）に対して、太陽光発電設備の導入に対し経費の一部を助成する。併せて、太陽光発電設備を導入済みの既存住宅において、パワコン更新に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」)

#### エ 家庭における蓄電池導入促進事業

家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上を目的として、蓄電池システムの設置に係る経費の一部を補助する。

(事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」)

区 分	概 要
助成対象者	対象機器の所有者（国及び地方公共団体除く）
助成対象	蓄電池システム
助成額	機器費及び工事費の 3/4

#### オ 熱と電気の有効利用促進事業

熱を無駄なく有効に利用していくため、再生可能エネルギー由来の熱利用機器の設置に係る経費の一部を補助するとともに、既存住宅への省エネ設備としてエコキュートの導入に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」)

#### ⑪ 既存マンション省エネ・再エネ促進事業（東京都補助事業）【新規】

既存マンションの管理組合等を対象に、省エネ改修・再エネ導入に係る検討計画書の作成費用を助成する。

- ⑫ 自家消費プラン（東京都補助事業）  
 （事業期間：令和 2～3 年度「助成金の交付は令和 4 年度まで」）
- 令和 4 年度をもって、助成金の交付を終了
  - 令和 10 年度まで、電力使用量等のデータの収集業務を行う。
- ⑬ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京都補助事業）  
 家庭の省エネ行動を促すため、省エネ性能の高い家電等（エアコン・冷蔵庫・給湯器・LED 照明器具）への買替に対し、東京ゼロエミポイントを付与する。  
 （事業期間：令和元～5 年度「ポイントの付与等は令和 6 年度まで」）  
 （基金 255 億 8,000 万円）
- ⑭ 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（東京都補助事業）  
 デジタル技術を活用して、タイムリーに節電要請及びポイント付与等を行う電気事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。  
 （事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）  
 （基金 225 億 5,800 万円）

## （2）事業者の脱炭素化促進事業 「事業番号(11)」

- ① 中小規模事業所向け総合相談窓口（東京都受託事業）  
 都内事業所におけるエネルギー対策の支援強化を図るため、節電・省エネ、再エネに関する中小企業者等からの問合せを総合的に受け付けるワンストップ相談窓口を運営する。
- ② 中小規模事業所への省エネ推進事業（東京都受託事業）

### ア 省エネルギー診断

省エネ対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備やエネルギーの使用状況を直接調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネ対策を提案する。また、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
省エネルギー診断	400 件	400 件	422 件
運用改善支援	100 件	100 件	84 件

### イ 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、ホームページや窓口、講習会等のあらゆる機会を使って、温暖化対策に取り組む事業者に対し情報提供を行う。



ウ 地球温暖化対策報告書制度及び省エネ導入推奨機器指定制度の運用

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行う。

また、中小企業者向け省エネ促進税制において減免対象となる、省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を行う。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
地球温暖化対策報告書制度立入調査	50 件	50 件	7 件

エ 区市町村及び業界団体との連携

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業者向けに省エネ対策のポイントや進め方に関する研修会やイベント等での支援策の紹介、個別相談等を実施する。

また、業種の特徴を踏まえ、具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
中小規模事業者対策推進研修会	40 件	40 件	17 件
業種別テキスト作成	2 業種	1 業種	0 業種
出張相談会	10 件	10 件	10 件

③ 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業（東京都補助事業）

経営支援団体と連携し、中小規模事業所に無料で省エネコンサルティングを実施する省エネ対策サポート事業者へ助成を行う。

また、省エネコンサルティングに基づき提案された費用負担が発生する運用改善を実施する中小企業者等へ助成を行い、中小規模事業所の省エネ対策を支援する。

（事業期間：令和元～4年度）

- 令和 4 年度をもって、助成金の申請受付を終了
- 令和 5 年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

④ グリーンリース普及促進事業（東京都補助事業）

（事業期間：平成 28～令和 6 年度）

- 令和 2 年度をもって、助成金の交付を終了
- 令和 6 年度まで、提出される実績を基に事業効果の分析を行う。

⑤ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業（東京都補助事業）

換気の確保並びにエネルギー消費量及び CO<sub>2</sub> 排出量の増加抑制を両立させるため、都内で中小規模事業所を所有し又は使用する中小企業者等に対し、高効率な換気設備と空調設備の導入に要する費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 3～4 年度）

- 令和 4 年度をもって、助成金の申請受付を終了
- 令和 5 年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

⑥ 省エネ型 VOC 排出削減設備導入促進事業（東京都補助事業）

石油製品の値上がりへの対応として脱炭素の取組を強化するとともに、大気環境の更なる改善のため、光化学スモッグの原因のひとつであり石油系原材料の削減等に寄与できる VOC（揮発性有機化合物）対策設備や VOC 削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に要する費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

区 分	概 要
助成対象者	都内で次のいずれかの作業工程において VOC を取扱う中小企業者等 （ア）工場内塗装（工業塗装及び自動車板金塗装に限る。） （イ）印刷 （ウ）ドライクリーニング
助成対象設備	・ VOC 排出削減設備 ・ VOC 削減装置付空調・換気設備
助成額	助成対象経費の 2/3(上限額：2,000 万円/台)

⑦ 環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業（東京都補助事業）

給油時の大気中への揮発によるガソリンの無駄をなくすとともに、光化学オキシダントの原因となる VOC の発生を抑制するため、都内中小ガソリンスタンドに対し、揮発したガソリンの回収機能が付いた固定式計量機の設置導入費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

区 分	概 要
助成対象者	助成対象機器を導入する中小事業者及び個人の事業者（自家用等は対象外）
助成対象機器	燃料蒸発ガスを 95%以上回収する性能を有する固定式計量機
助成額	助成対象機器 1 台ごとの補助対象経費の 1/2 の額 （上限額：200 万円/台）

⑧ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業（東京都補助事業）

都内の温室効果ガス排出量の約 1 割を占めるフロンの排出量を削減し、脱炭素化を更に推し進めるため、冷媒にフロンを使用しない「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

区 分	概 要
助成対象者	中小企業者及び個人の事業主（リースを行う場合も含む。） ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
助成対象機器	省エネ型ノンフロン機器のうち、次に掲げるもの ① 冷凍冷蔵ショーケース（内蔵型・別置型） ② 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット ③ 冷凍冷蔵ユニット（車載用、船舶用又は輸送用を除く。） ※②・③は、圧縮機に用いられる原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
助成額	助成対象経費の 1/2（上限額：1,600 万円/台、3,000 万円/事業者） ※国等の補助がある場合は、その額を除く。

⑨ 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業

(東京都補助事業)

都民の暮らしを支えるエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドに対して、エネルギー危機への対応に加え、脱炭素化に向けた取組を加速する観点から、環境配慮型のマルチエネルギーステーションへ転換していくため、省エネルギー設備の導入に必要な経費の一部を助成する。

(事業期間：令和4～5年度「助成金の交付は令和6年度まで」)

【専門家派遣の実施】

区 分	概 要
支援対象事業者	都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等
支援内容	事業者の申込に応じて省エネ・経営に関する専門家がそれぞれ訪問し、既存設備、事業の調査、助言等を実施
専門家派遣費用	無料

【省エネルギー設備の導入に係る経費の助成】

区 分	概 要
助成対象者	・アの専門家派遣を受けた都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等 ・上記と共同で事業を実施するリース事業者又は ESCO 事業者
助成金支援内容	アの専門家派遣による提案に基づき実施する省エネルギー設備の導入を支援
助成額	助成対象経費の 2/3 (上限額：2,500 万円)

⑩ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

(東京都補助事業) 【新規】

中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善の実践を支援する。

(事業期間：令和5～7年度「助成金の交付は令和8年度まで」)

区 分	概 要
助成対象者	都内に中小規模事業所を所有または使用する中小企業者等
助成対象	・省エネ設備導入 高効率空調設備、LED 照明設備、断熱窓 など ・運用改善実践支援 BEMS、人感センサー等の導入、照明スイッチの細分化工事 など
助成額	助成対象経費の 2/3(上限額：2,500 万円) ※先進的な設備導入事業については補助率・上限額を引き上げ

⑪ 中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業

(東京都補助事業)【新規】

中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、排出量取引事例を創出する取組等を実施する。

(事業期間：令和 5～7 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」)

区 分	概 要
助成対象	<p>① J-クレジット創出に向けた取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジット創出の計画策定から市場での売却までをサポートする専門家を派遣</li> <li>・計画に基づく設備投資と認証取得に要する経費を支援</li> </ul> <p>② 意欲的な CO<sub>2</sub>排出削減目標達成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の排出削減への支援に加え、CO<sub>2</sub>削減目標達成のための J-クレジットの購入に要する経費を支援</li> </ul>

⑫ 建築物環境報告書制度推進事業 (東京都補助事業)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例) の一部を改正する条例 (令和 4 年 12 月 22 日公布) に基づき、令和 7 年度から施行となる「建築物環境報告書制度」に対応した取組に対し助成を行う。

(事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」)

(基金 162 億円)

【環境性能向上支援事業】

環境性能の高い住宅モデルの開発及び改良等に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。

区 分	概 要
助成対象者	特定供給事業者等
助成対象事業	本制度の義務基準等を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給 (市場投入) し、及び性能の説明を行う体制を整える取組
助成額	助成対象経費の ①1/2 (上限額：2 億円) 又は②2/3 (上限額：6,000 万円) ※中小企業者等は①か②のいずれか選択可能

【設計・施工技術向上支援事業】

住宅の設計・施工技術向上に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。

区 分	概 要
助成対象者	都内に本店又は支店を有し、都内の新築住宅等で床面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満のものを供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者等に該当する者
助成対象事業	自社又は提携他社と連携した取組による義務基準等又は誘導基準等を上回る中小規模特定建築物等の設計及び施工に係る技術向上に資する取組
助成額	助成対象経費の 2/3

**【特定供給事業者向け再エネ設備助成事業】**

特定供給事業者を対象に再エネ発電設備等について、その経費の一部を助成する。

区 分	概 要
助成対象者	特定供給事業者
助成対象設備	太陽光発電システム、蓄電池、V2H
助成額	<太陽光発電設備> ① 1kW あたり 12 万円 (3kW 以下) ② 1kW あたり 10 万円 (3kW 超) <蓄電池> 1kWh あたり 15 万円 <V2H> 1 基あたり最大 100 万円

⑬ 集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業（東京都補助事業）

集合住宅における再生可能エネルギーの利用率を高めることを目的として、集合住宅において再生可能エネルギー電気を高圧一括受電にて提供する事業者として登録した者に対し、受変電設備及び電力量計の設置費用に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～6 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

**【受変電設備等】**

区 分	概 要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限額：1,000 万円（ただし 1 住戸当たり上限 10 万円）

**【太陽光発電システム】**

区 分	概 要
助成対象	太陽光発電システム：設備購入費、設置工事費 架台の設置に伴う防水工事：材料費、工事費（既存住宅の陸屋根への施工に限る。）
助成額	① 太陽光発電システム 新築上限額：490 万円（ただし、1kW あたり上限額：10 万円） 既存住宅上限額：1,176 万円（ただし、1kW あたり上限額：24 万円） ② 架台工事 上限額：980 万円（ただし、1kW あたり上限額：20 万円。集合住宅の陸屋根への施工に限る。） ③ 防水工事 上限額：882 万円（ただし、1kW あたり上限額：18 万円。既存住宅の陸屋根への施工に限る。）

⑭ 使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業（東京都補助事業）【新規】

2030 年代半ば以降に大量廃棄を迎える予定の東京都内の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを促進するため、リサイクルに係る費用について助成を行う。

（事業期間：令和 5～9 年度）

（基金 8,700 万円）

区 分	概 要
助成対象者	使用済住宅用太陽光パネルの処分委託を行う事業者
助成対象事業	都内の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルをリサイクルするために、都が指定する産業廃棄物中間処理業者に使用済住宅用太陽光パネルの処分委託を行う事業
助成額	使用済住宅用太陽光パネルの発電出力 (kW) に 25,000 円を乗じて得た額

⑮ 再エネ由来電力普及促進モデル事業

東京都内における再生可能エネルギー由来による電力利用割合の向上を図ることを目的に、小売電気事業者として太陽光発電とバイオマス発電を由来とした電力を組み合わせ、公社施設及び都内公共施設に供給するモデル事業を実施する。これにより、電気の需給管理等のノウハウを蓄積し、同様の電気供給を検討する自治体にノウハウ提供を行うとともに再生可能エネルギー由来の電力を率先して選択するモデルを示す。

また、自治体等のニーズに合った再エネ電力の普及に向けて、公社自らのカーボンニュートラルを目指す取組に資する検討を継続する。

⑯ 地産地消型再エネ増強プロジェクト（東京都補助事業）

事業者が都内又は都外（都内を管轄する一般送配電供給事業者の供給区域内）に導入する地産地消型再生可能エネルギー設備の設置に係る経費を助成することで、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

（事業期間：令和 2～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

（基金 76 億 3,291 万円）

【都内設置】

区 分	概 要
助成対象事業者	都内に地産地消型の再エネ発電等設備、再エネ熱利用設備を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、都内区市町村等）
助成対象設備	・再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等） ・再エネ熱利用設備（太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用等）
助成額	① 中小企業等 ア 発電設備の助成対象経費の 2/3 以内 イ 蓄電池設備の助成対象経費の 3/4 以内 （助成上限額：1 億円（ア＋イ）） ウ 熱利用設備の助成対象経費の 2/3 以内 （助成上限額：1 億円） ② 区市町村 助成対象経費の 2/3 以内（上限額：1 億円） ③ その他 助成対象経費の 1/2 以内（上限額：7,500 万円）

【蓄電池単独設置】

区 分	概 要
助成対象事業者	都内に蓄電池を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人等）
助成対象設備	蓄電池
助成額	① 中小企業等 助成対象経費の 3/4 以内（上限額：450 万円） ② その他 助成対象経費の 1/2 以内（上限額：300 万円）

【都外設置】

区 分	概 要
助成対象事業者	都内に事務所又は事業所を有し、都外に地産地消型の再エネ発電等設備を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、都内区市町村等）
助成対象設備	再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等）
助成額	① 中小企業等 ア 発電設備の助成対象経費の 2/3 以内 イ 蓄電池設備の助成対象経費の 3/4 以内 （助成上限額：1 億円（ア＋イ）） ② 区市町村 助成対象経費の 2/3 以内（上限額：1 億円） ③ その他 助成対象経費の 1/2 以内（上限額：7,500 万円）

⑰ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（東京都補助事業）

都内の再生可能エネルギー利用拡大を図るため、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内の電力需要家に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 3～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

（基金 26 億 1,500 万円）

区 分	概 要
助成対象事業者	民間事業者 （民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等）
助成対象設備	再エネ発電設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等）及び併設する蓄電池
助成額	再エネ発電設備：助成対象経費の 1/2 以内（上限額：2 億円） 蓄電池：助成対象経費の 2/3 以内（上限額：1 億円）

⑱ 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業（東京都補助事業）

都府施設の再エネ電力 100%化に向け、島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進していくために、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

（基金 6 億 6,269 万円）

区 分	概 要
助成対象者	事業者（民間企業、独立行政法人、公益財団法人、社会福祉法人等）、個人・個人事業主、島しょ地域の町村
助成対象設備	太陽光発電設備、蓄電池 ※1 固定価格買取制度の設備認定を受けない設備であること ※2 未使用品のみ助成対象 ※3 蓄電池は定置用のみ助成対象 ※4 蓄電池の助成対象経費は、当該蓄電池に電気を供給する太陽光発電設備の発電容量に 2 時間を乗じた値以下の蓄電容量に係る経費
助成額	①又は②いずれか小さい額 <太陽光発電設備> ① 助成対象経費の 3/4 以内の額 ② 発電出力に 1kW 当たり 30 万円を乗じて得た額 <蓄電池> ① 助成対象経費の 3/4 以内の額 ② 蓄電容量に 1kWh 当たり 30 万円を乗じて得た額 ※島しょ地域の町村は①の額

⑲ 系統用大規模蓄電池導入促進事業（東京都補助事業）

東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～7 年度「助成金の申請は令和 5 年度まで」）

（基金 96 億円）

区 分	概 要
助成対象者	都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人（ただし、一般送配電事業者を除く）
助成対象設備	東京電力管内の電力系統に直接接続する蓄電システム
助成額	助成対象経費の 4/5 以内（上限額：25 億円）

⑳ 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業（東京都補助事業）【新規】

家庭等への再エネ供給を拡大するため、小売電気事業者における再エネ発電設備の開発を支援し、FIT に頼らない再エネ電源の新規開発の拡大を促進する。

（事業期間：令和 5～7 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

（基金 6 億円）



区 分	概 要
助成対象者	再エネ割合が 50%未満の小売電気事業者 ※エネルギー供給構造高度化法により非化石電源比率の達成が義務づけられた事業者を除く。
助成対象設備	再エネ設備の設計費・設備費・工事費等
助成額	助成対象経費の 1/2 (上限額：2 億円)

⑳ スマートエネルギーネットワーク構築事業（東京都補助事業）

事業所のエネルギー効率向上及び再生エネルギー導入拡大を図るため、コージェネレーションシステム（CGS）や再生可能エネルギー機器を設置し、複数の建物間でのエネルギー融通を行う取組を支援する。

（事業期間：令和 2～6 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

（基金 12 億円）

区 分	概 要
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の建築物において、CGS 及び熱電融通インフラを設置及び接続した事業者</li> <li>・熱電融通インフラを新たに設置し、既存の CGS に接続した事業者</li> </ul>
助成対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CGS（ただし、単体での申請は対象外）</li> <li>・熱電融通インフラ</li> </ul>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ開発（※）を行う場合：対象経費の 1/2 以内</li> <li>・再エネ開発（※）を行わない場合：対象経費の 1/3 以内</li> </ul>

※再エネ開発とは、設置する再生可能エネルギー機器の発電量が年間 4 万 5 千 kWh 以上、又は熱量（一次エネルギー換算量）が年間 439.2GJ 以上を見込める設備を導入したことをいう。

㉑ 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業（東京都補助事業）【新規】

熱の脱炭素化に向け、率的に取り組み熱供給事業者に対し、熱源機器の新設・更新等に必要経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 5～6 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）

（基金 2 億円）

区 分	概 要
助成対象者	地域熱供給事業者
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率向上に資する熱源機器への更新</li> <li>・熱需要の実態に応じた容量変更</li> <li>・高効率熱源機器の新設に係る設計費、設備費、工事費（更新に伴う撤去費含む）</li> </ul>
助成額	・助成対象経費の 1/2 (上限額：2 億円)

⑳ 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（東京都補助事業）

2030年のカーボンハーフや2050年のゼロエミッション東京の実現に寄与するため、新エネルギー及びその利活用・普及に係る製品・サービスの調査研究、技術開発、実証、実装化までの取組を支援する。

（事業期間：令和4～10年度「助成金交付決定は令和7年度まで」）

㉑ バイオ燃料活用における事業化促進支援事業（東京都補助事業）【新規】

バイオ燃料の活用を促進するため、商用化・実装化に取り組む事業者に対し、必要経費の支援を行う。

（事業期間：令和5～6年度）

㉒ 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（東京都補助事業）

デジタル技術を活用して、タイムリーに節電要請及びインセンティブ付与等を行う電気事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。

また、都内の事業所で実施するデマンドレスポンスをより効果的に実施するためのエネルギーマネジメントへの取組に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～6年度「助成金の交付は令和7年度まで」）

（基金183億9,200万円）

（3）ゼロエミッションモビリティ推進事業 「事業番号(12)」

① ZEV普及促進事業（東京都補助事業）

ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及促進を図り、自動車から排出されるCO<sub>2</sub>を削減するため、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）等を導入する者に対して、その経費の一部を助成する。

助成対象	助成額
電気自動車（EV） 【事業期間：平成28～令和12年度】	基本助成金額 最大45万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※以下要件のどちらか満たした場合、上記金額に加算（個人の場合） ・再エネ電力契約時最大15万円 ・太陽光発電設備導入時最大30万円 ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算
プラグインハイブリッド自動車（PHV） 【事業期間：平成28～令和12年度】	基本助成金額 最大45万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大15万円を加算（個人の場合） ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算
燃料電池自動車（FCV） 【事業期間：平成27～令和12年度】	基本助成金額 最大110万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大25万円を加算（個人の場合） ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算

EV バイク 【事業期間：平成 30～令和 12 年度】	原付一種 18 万円、原付二種 48 万円、原付三輪 48 万円
V2H 【事業期間：令和 3～7 年度】	助成対象経費：機器費＋設置工事費 助成率：（通常）助成対象経費の 1/2（上限額：50 万円） ※1 太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を V2H の設置と併せて導入する、若しくは導入している場合は、助成率 10/10（上限 100 万円） ※2 国その他団体からの補助金を充当する場合は助成対象経費×助成率した額から当該補助金を控除した額を助成対象経費とする。
外部給電器（EV） 【事業期間：平成 28～令和 12 年度】	導入経費の 1/2（上限額：40 万円）
外部給電器（FCV） 【事業期間：平成 28～令和 12 年度】	導入経費の 1/2（上限額：40 万円）
島しょ ZEV 中古車 【事業期間：令和 3～5 年度】	車両本体購入価格（上限額：30 万円）
カーシェア・レンタカー 【事業期間：令和 3～12 年度】	EV・PHV：最大 75 万円 FCV：最大 200 万円（給電機能を有する車両の場合） ※ZEV 及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大 10 万円を加算
燃料電池バス 【事業期間：令和 3～7 年度】	【助成金額】 本体購入費用の 2/3 の額から基準額を差し引いた額（上限額：5,000 万円） 【国補助等ができず、都が認めた場合】 本体購入費用から基準額を差し引いた額（上限額：8,650 万円） 【国補助等の金額が本体購入費用の 1/3 を超える場合】 助成金額から本体購入費用の 1/3 の額を超える国補助等の額を差し引いた額（上限額：5,000 万円） 【導入台数に応じた補助】 5 年以内に 5 台以上導入する計画書を提出した場合 10 台目まで（導入初期）：2,000 万円 11 台目から（拡大期）：1,000 万円 ・水素 ST と連動した補助 バス事業者が営業所等に水素 ST の整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合：2,000 万円
燃料電池トラック 【事業期間：令和 3～5 年度】	リース契約に含まれる車両本体価格の 2/3（上限額：1,300 万円）
EV バス PHV バス EV トラック PHV トラック 【事業期間：令和 5～8 年度】	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）」に定める基準額に 2/3 を乗じた額に給電機能の装備に要する費用を加えた額（上限額：2,300 万円） ※助成対象経費に国からの補助金を充当する場合は当該補助金の額を控除した額とする。

② 次世代タクシーの導入促進事業（東京都補助事業）

CO<sub>2</sub>の削減に寄与するタクシー車両（EV・PHV）に加え、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）のタクシー車両の導入促進を図るために、これらを購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 28～令和 5 年度）

助成対象	助成額
EV・PHV タクシー車両	① EV タクシー ・都補助単独：車両本体価格の 1/4（上限額：100 万円） 中小規模事業者(※)の場合、車両本体価格の 1/2（上限額：160 万円） ・国補助併用：車両本体価格の 1/4（上限額：60 万円） ② PHV タクシー ・都補助単独：車両本体価格の 1/5（上限額：100 万円） 中小規模事業者(※)の場合、車両本体価格の 2/5（上限額：160 万円） ・国補助併用：車両本体価格の 1/5（上限額：60 万円）
UD タクシー車両	・都補助単独：60 万円 中小規模事業者(※)の場合、100 万円 ・国補助併用：国補助と併せて 100 万円

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者および個人事業主

③ 低公害・低燃費車の普及促進事業（東京都補助事業）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の低公害車・低燃費車の普及促進を図るため、低公害・低燃費車を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～5 年度）

助成対象	助成対象者	助成額
ハイブリッドバス	一般乗合旅客自動車運送事業者等	・通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額の 1/2（上限額：250 万円） ・中小規模事業者（※1）については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額（上限額：250 万円）
ハイブリッドトラック	一般貨物自動車運送事業を営む中小企業等	・通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額の 1/2 （上限額：最大積載量 4 トン未満：16.4 万円 最大積載量 4 トン以上：57.1 万円） ・中小規模事業者（※1）については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額 （上限額：最大積載量 4 トン未満：41.7 万円 最大積載量 4 トン以上：145.2 万円）
ハイブリッド塵芥車	中小企業（※2）等	補助対象経費（※3）の 1/2（上限額：19.5 万円）

- ※1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者
- ※2 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者のうち、都が定める「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を現に受けている事業者
- ※3 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規定に基づき公益財団法人日本自動車輸送技術協会が交付する補助金の算定額

④ 充電設備導入促進事業（東京都補助事業）

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、充電設備の導入を促進し、利用環境を整えることを目的に、充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。  
 （事業期間：平成 30～令和 6 年度）

【充電設備】

区 分	概 要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	設備購入費：本体価格と国補助額の差額（上限額：国補助上限額と同額） 設置工事費： ・急速充電設備：上限額：309 万円 ・普通充電設備：上限額：81 万円 【改正】機械式駐車場の場合上限額：171 万円 ・超急速充電設備【新設】：補助額 1,600 万円（標準額）

【太陽光発電システム(V2H と同時に設置する場合に限る。)]

区 分	概 要
助成対象施設	集合住宅
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限額：1,000 万円 （ただし、太陽光発電システムに係る経費は太陽電池出力 1kW あたり上限額：30 万円。蓄電池に係る経費は蓄電池 1kWh 当たり上限額：20 万円） 架台工事：上限額：980 万円 （ただし、1kW あたり上限額：20 万円。集合住宅の陸屋根への施工に限る。） 防水工事：上限額：882 万円 （ただし、1kW あたり上限額：18 万円。既存住宅の陸屋根への施工に限る。）

【受変電設備（同時に設置する充電設備の出力合計が 50kW 以上の場合に限る。）】

区 分	概 要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限額：435 万円

【運営費】

区 分	概 要
助成対象施設	商業施設・宿泊施設等、区市町村公共施設等（目的地充電）
助成対象	運営費（維持管理費及び電力基本料金（電力基本料金は再生可能エネルギーを利用する場合のみ））
助成額	上限 40 万円（維持管理費）、上限額：60 万円（電力基本料金） 超急速充電設備【改正】上限額：310 万円（電力基本料金）

【戸建住宅用普通充電設備】

区 分	概 要
助成対象施設	戸建住宅（再生可能エネルギー100%電力を契約）
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	2.5 万円

【V2B】

区 分	概 要
助成対象施設	事業のために使用する建物
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	設備購入費 1 基目上限額：125 万円 2 基目上限額：187 万円 3 基目上限額：250 万円 設備工事費 設置数 1 基上限額：62.5 万円 設置数 2 基上限額：187.4 万円 設置数 3 基以上上限額：125 万円×基数

【国のグリーンイノベーション基金事業との併用】

区 分	概 要
助成対象施設	実証事業の支援を受けた充電設備を設置する建物
助成対象	設備購入費、設置工事費、運営費（維持管理費及び電力基本料金（電力基本料金は再生可能エネルギーを利用する場合のみ））
助成額	設備購入費：上限額：16.7 万円 設置工事費：上限額：27 万円 上限額：13 万円（維持管理費）、上限額：37 万円（電力基本料金）

（４）水素エネルギー普及拡大事業 「事業番号(13)」


① 水素エネルギー普及啓発事業

ア 水素情報館「東京スイソミル」運営事業

脱炭素社会の実現に向け、令和 4 年度に引き続き、グリーン水素の見える化に向けた施設改修（今夏完了予定）を行うとともに、都民・事業者に対し、あらゆる分野での利用が広まっている水素エネルギーの意義や社会実装の状況について、イベントの開催やオンラインツールの積極的な活用により理解促進を図る。

また、水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、講習会等通じて、運営に必要な知識や技術等を提供する。

区 分	令和 5 年度計画
館内イベントの開催	3 回
館外イベントへの出展等	8 回
中小ガソリンスタンド等事業者向け講習会	2 回

施設名	水素情報館 
所在地	江東区潮見一丁目3番2号 ※ガソリンスタンド併設型水素ステーションに併設



令和4年8月 夏休みイベント開催



令和4年6月 江東区環境フェア出展

### イ 水素利用拡大に向けた普及啓発事業（東京都受託事業）

都内空白地への水素ステーション整備による需要喚起効果の実証を目的として、東京都と連携し、移動式水素ステーションによる充填や効果的なPR等を通じた普及啓発事業を推進する。

区 分	令和5年度計画
移動式水素ステーション運営日数	244日
移動式水素ステーションにおける普及啓発イベントの開催	4回

施設名	西新宿水素ステーション運営サイト
所在地	東京都新宿区西新宿四丁目220-6



西新宿水素ステーション運営サイト



普及啓発イベント開催

### ② 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業（東京都補助事業）

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとして期待される再生可能エネルギー由来水素の普及を後押しするとともに、事業所等におけるレジリエンスを高めることを目的として、再生可能エネルギー由来水素活用設備又は純水素型燃料電池の設置に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3～7年度）

区 分	概 要
助成対象者	民間事業者及び都内の区市町村
助成対象設備	・再生可能エネルギー由来水素活用設備 ・純水素型燃料電池
助成額	・再生可能エネルギー由来水素活用設備 助成対象経費の 1/2 以内 ・純水素型燃料電池 助成対象経費の 2/3 以内

③ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（東京都補助事業）

ア 家庭部門

家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を推進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した住宅に、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 2～5 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）

（4 年間で基金 38 億 972 万円）

区 分	概 要
助成対象者	対象機器の所有者、集合住宅の管理者、住宅供給事業者
助成対象	都内の住宅に設置される家庭用燃料電池（エネファーム）
助成額	機器費の 1/5

イ 業務・産業部門

ゼロエミッション東京の実現を目指し、水素エネルギーの普及拡大に向け、省エネ、低炭素化、レジリエンスの向上に資する業務・産業用燃料電池の導入に対して助成を行う。

（事業期間：令和 3～7 年度）

区 分	概 要
助成対象者	・民間事業者 ・都内の区市町村
助成対象設備	業務・産業用燃料電池
助成額	・定格発電出力が 5kW を超えるもの 助成対象経費の 2/3（上限額：3 億 3,300 万円） ・定格発電出力が 1.5 kW を超え 5kW 以下のもの 助成対象経費の 2/3（上限額：1,300 万円）

④ グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（東京都補助事業）【新規】

水素製造機器メーカー等から、グリーン水素の製造から利用までの機器構成に係るプランを公募し、その提案に基づき機器を設置する事業者を導入経費の助成を実施する。

（事業期間：令和 5～8 年度）



- ⑤ 燃料電池フォークリフト（FCFL）実装支援事業（東京都補助事業）【新規】  
 燃料電池フォークリフトの普及を促進するため、車両購入費の助成等を実施する。  
 （事業期間：令和 5～12 年度）

- ⑥ 水素ステーション設備等導入促進事業（東京都補助事業）  
 水素エネルギーの利用拡大を図ることを目的として、水素ステーションを設置する者に対して整備等にかかる経費を助成する。  
 （事業期間：平成 26～令和 7 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

助成対象		大規模事業者	中小事業者
大規模水素供給設備		全額助成 国補助含め上限額：10 億円	
大規模以外の水素供給設備		4/5	10/10
障壁設置		上限額：3,000 万円	
併設・転換に伴う損失支援		上限額：500 万円	
土地造成費に対する支援		上限額：2 億円	
次世代キャンピー整備に対する支援		上限額：1 億円	
燃料電池バスの対応に必要な増設・改修		上限額：4 億円	
運営費	土地賃借料	賃借料相当の大企業：4/5（既設分は 1/4） 中小企業：10/10（既設分は 1/4）	
	設備運営費	500 万円（燃料電池バス 対応 2 系統：2,000 万円）	1,000 万円（燃料電池バス 対応 2 系統：4,000 万円）
	水素ステーションに対し、 水素と軽油の価格差を補助	水素と軽油の価格差	

#### 4 自然環境の保全等事業（定款第4条第1項第4号）

##### （1）自然環境の保全等事業（東京都受託事業） 「事業番号(14)」

貴重な自然環境が残る保全地域の適正な管理、活用を図ることを目的として、保全地域において緑地保全活動を行うボランティア人材の育成業務、ボランティアに関する情報発信及び人材登録等を担う情報センター業務、並びに保全地域の維持管理業務を実施する。

###### ① 保全地域体験プログラムの運営

都民に緑地保全活動の良さを体感してもらい、新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを実施する。

区 分	令和5年度計画	令和4年度計画	令和3年度実績
保全地域体験プログラム	40回	35回	17回

###### ② 森林・緑地保全活動情報センターの運営

森林・緑地保全活動情報センターWebサイト（里山へGO!）の運営を通じて、保全活動希望者とボランティア団体とのマッチングを図り、ニーズとレベルに応じた活動情報を提供する。

###### ア 子供向け Web ページの作成

子供たちが自主的な環境学習に利用できるよう、保全地域や里山について平易に解説した「子供向けページ」をWebサイト（里山へGO!）内に作成する。



（HP：<https://www.tokyo-satoyama.metro.tokyo.lg.jp/>）

###### イ イベント出展

自治体等が主催する都民等を対象としたイベントに出展し、里山へGO!等の広報を行う。

区 分	令和5年度計画
イベント出展	6回

###### ③ 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営

保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、大学、NPO等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
東京グリーンシップ・アクション	30 回	30 回	13 回
東京グリーン・キャンパス・プログラム	5 回	7 回	4 回

④ 保全地域サポーター運營業務

自然体験活動のリピーター等を対象に保全地域サポーター認定希望者を募集し講習を行う。  
また、東京都が認定した「保全地域サポーター」を対象とした、保全地域におけるボランティア活動機会を提供することにより、保全地域活動団体の支援を行う。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画
保全地域サポーター認定講習	1 回	1 回
保全地域サポーター活動	10 回	3 回

⑤ 保全地域コーディネート業務

生物多様性保全に係る専門家からの助言、指導を得ながら、保全地域の価値・魅力の向上を図りつつ生物多様性の拠点として機能させるため、自然環境調査により各保全地域の現状及び特徴を捉え、活動団体など各主体との合意形成を図りながら保全・活用に向けた目標設定、作業選定及び役割分担の整理、改善提案を行う。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画
コーディネート対象地域	10 地域	5 地域

⑥ 保全地域活用フィールドの管理等業務

保全地域において、以下の管理業務を実施する。

- 支障木・危険木等の伐採及び剪定
- 雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理
- 保護柵や看板等の補修工事
- 希少動植物の生育状況や盗掘等被害状況の確認
- 保全活動への指導・助言、講習会の実施
- チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給

⑦ 保全地域林縁部の保全

保全地域の境界沿いに生育し、災害時には周囲の建築物・道路等へ被害を与える恐れのある樹木について、一律に伐採・処分することで安全性の向上及び生物多様性の保全を図る。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
林縁部の植生管理	14 地域	11 地域	7 地域

⑧ 保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務

ナラ枯れにより枯死した被害木を伐採し保全地域を利用する都民及び周辺住民の安全を確保するとともに、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、適正処理を実施する。

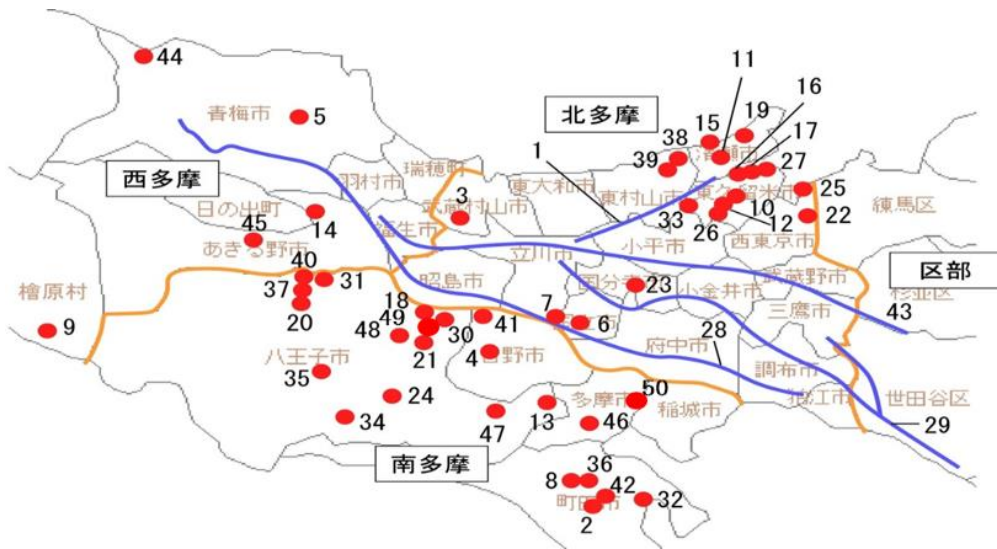
⑨ 保全地域におけるアライグマ捕獲等調査

保全地域におけるアライグマによる生態系被害の実態把握を行うとともに、被害の軽減を目的とした捕獲を実施する。

区分	令和5年度計画	令和4年度計画
捕獲等調査	9地域	6地域

※ 参考

令和5年3月現在の保全地域の指定状況 50地域（約760ha）



保全地域名	指定年月日	指定面積等(㎡)	保全地域名	指定年月日	指定面積等(㎡)
1 野火止用水(歴)	49.12.13	197,104	26 前沢(緑)	H6.3.29	11,885
2 七国山(緑)	50.12.26	101,395	27 東久留米金山(緑)	H6.3.29	13,216
3 海道(緑)	50.12.26	86,730	28 立川崖線(緑)	H6.11.15	28,014
4 東豊田(緑)	50.12.26	62,811	29 国分寺崖線(緑)	H6.11.15	37,195
5 勝沼城跡(歴)	50.12.26	120,506	30 八王子石川町(緑)	H7.3.9	30,616
6 谷保の城山(歴)	50.12.26	15,217	31 戸吹(緑)	H7.3.9	106,795
7 矢川(緑)	52.3.31	21,072	32 町田代官屋敷(緑)	H7.3.9	12,717
8 図師小野路(歴)	53.7.4	366,056	33 柳窪(緑)	H7.3.9	13,592
9 桧原南部(都自)	55.4.30	4,053,000	34 八王子館町(緑)	H8.2.29	24,392
10 南沢(緑)	60.5.31	25,355	35 八王子長房(緑)	H8.2.29	73,919
11 清瀬松山(緑)	61.3.31	43,356	36 町田関ノ上(緑)	H8.2.29	16,171
12 南町(緑)	62.8.10	11,219	37 八王子川口(緑)	H8.10.17	20,292
13 八王子東中野(緑)	62.8.10	10,710	38 東村山大沼田(緑)	H9.3.18	21,752
14 瀬戸岡(歴)	63.1.9	15,337	39 東村山下堀(緑)	H9.7.10	10,261
15 清瀬中里(緑)	元.3.30	24,718	40 八王子戸吹北(緑)	H9.12.16	95,432
16 小山(緑)	元.3.30	19,737	41 日野東光寺(緑)	H9.12.16	14,855
17 氷川台(緑)	元.12.15	10,097	42 町田民権の森(緑)	H10.10.27	18,968
18 宇津木(緑)	H4.2.12	52,403	43 玉川上水(歴)	H11.3.19	653,986
19 清瀬御殿山(緑)	H4.3.24	15,162	44 青梅上成木(森)	H14.12.2	228,433
20 宝生寺(緑)	H5.3.5	142,777	45 横沢入(里)	H18.1.5	485,675
21 八王子大谷(緑)	H5.3.5	31,186	46 多摩東寺方(緑)	H19.12.12	14,902
22 碧山森(緑)	H5.3.5	12,981	47 八王子堀之内(里)	H21.3.26	75,858
23 国分寺姿見の池(緑)	H5.11.12	10,553	48 八王子曉町(緑)	H23.3.23	23,499
24 小比企(緑)	H6.3.29	17,642	49 八王子滝山(里)	H25.3.22	38,755
25 保谷北町(緑)	H6.3.29	10,580	50 連光寺・若葉台(里)	H26.11.14	49,294

(都自) 自然環境保全地域  
(森) 森林環境保全地域

(歴) 歴史環境保全地域  
(緑) 緑地保全地域

(里) 里山保全地域

出典：東京都提供資料

## 5 資源の循環利用に関する事業（定款第4条第1項第5号）

### （1）サーキュラーエコノミー推進事業 「事業番号(15)」

#### ① サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業

（東京都受託事業）

サーキュラーエコノミーの実現に向けて、都民・事業者等から資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付けるとともに、先進的な資源の循環利用の取組等、都民・事業者が主体的に実践行動に取り組むための具体的な方策や手段等の情報発信を行う。

また、事業者や自治体等の多様な主体の連携と支援を目的とした“サロン”を開催する。

区 分	令和5年度計画	令和4年度計画
個別相談・マッチング	30件	20件

#### ② サーキュラーエコノミーの実現に向けた社会実装化事業

（東京都補助事業）【新規】

都内自治体や民間事業者等多様な主体と連携して、地域密着型サーキュラービジネスの創出に向けた社会実装化事業を実施する。

区 分	令和5年度計画
社会実装化事業	10件

#### ③ サーキュラービジネス主流化促進事業（東京都補助事業）【新規】

サーキュラービジネスの主流化に向け、新たなビジネス展開に必要な機器やシステム導入への支援などを拡充し、都民の行動変容を促進する。

区 分	令和5年度計画
主流化促進事業	20件

#### ④ フードバンク寄贈促進事業（東京都補助事業）【新規】

賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品について、フードバンクや子ども食堂に新規で寄贈する中小小売店向けに輸送コストを助成する。

区 分	令和5年度計画
申請数	1,000件

#### ⑤ プラ製容器包装等・再資源化支援事業（東京都受託事業）

都内の家庭から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、プラスチックの持続可能な利用の促進を図ることを目的として、都内区市町村が実施する、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく全てのプラスチック製容器包装の分別収集及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品の分別収集について、その経費の一部を助成する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
スタートアップ支援	19 件	10 件	4 件
レベルアップ支援	3 件	10 件	6 件

⑥ 3R アドバイザーによる事業系廃棄物の 3R 推進（東京都受託事業）

都内大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、廃プラスチックをはじめとする事業系廃棄物の 3R の促進を図ることを目的に、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する 3R アドバイザーによる的確な助言を実施する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
3R アドバイザー業務	100 件	80 件	12 件
アフターフォロー業務	80 件	20 件	7 件
3R の普及促進（講習会）	20 件	10 件	3 件

(2) 資源循環分野等における国際連携事業（東京都受託事業） 「事業番号(16)」

東京都の資源循環分野等における国際連携として、海外諸都市を対象に東京都の環境政策に関する情報発信、ワークショップ、研修、都内施設見学受け入れなどを実施する。

区 分	実 施 内 容
窓口業務	① 海外行政機関等による都内施設見学（オンライン見学を含む。）の施設受入及び都政説明受入に関する調整 ② 海外都市の資源循環の状況についての情報収集
研修等業務	① アジア大都市を中心とした「資源リサイクルの促進」等に係るオンラインセミナーの実施 ② 都の指定する都市における 3R 推進及び廃棄物処理改善のためのオンラインミッションの実施

(3) 粗大ごみ申告受付事業 「事業番号(17)」

各区の住民から排出される粗大ごみについて、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類及び区ごとに異なる情報提供を的確に行うとともに、集約された受付データを各自治体指定場所（清掃事務所を含む）に提供する業務を実施する。

令和 5 年度受託予定自治体：3 区（中央区、文京区、渋谷区）

令和 5 年度計画			令和 4 年度計画			令和 3 年度実績		
受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)
720,000	308	2,337	6,500,000	359	18,105	6,280,874	359	17,495

※受付件数には Web 受付を含む。

(4) 中防内側諸事業 「事業番号(18)」

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施する。

区 分	実 施 内 容
1 廃棄物の受入等業務	① 廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務 ② 運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務
2 中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業	① 中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業 ② 中央防波堤内側埋立地管渠等清掃作業 ③ 粗大ごみ破砕処理汚水槽清掃作業 ④ 灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業
3 粗大ごみ等破砕ごみの積込等業務	① 破砕ごみ積込運搬・管理誘導業務 ② 破砕ごみ整理等業務 ③ 破砕ごみ内の金属（鉄・非鉄）選別業務
4 粗大ごみ等一時保管に係る運搬管理業務	① 中防不燃ごみ処理センターにおける粗大ごみの整理、適正管理及び積込業務 ② 粗大施設受け入れヤードと中防不燃ごみ処理センター間等の粗大ごみの搬送業務

(5) 不燃ごみ処理センター運転管理事業 「事業番号(19)」

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、23区で唯一の最終処分場の延命化のため、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルする業務を実施する。

区 分	令和5年度計画			令和4年度計画			令和3年度実績		
	処理量等 (t)	作業 (稼動) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業 (稼動) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業 (稼動) (日)	日量 (t)
中防不燃ごみ処理センター	32,403	311	104	34,223	311	110	32,101	311	103
京浜島不燃ごみ処理センター	20,729	310	67	20,796	310	67	14,778	310	48

(6) 管路収集輸送施設運転管理等事業 「事業番号(20)」

臨海副都心地域（青海・台場・有明）の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、各建物管理者等から受託し、実施する。

区 分	令和5年度計画	令和4年度計画	令和3年度実績
1 管路収集輸送施設の運転管理業務（作業日数）	366日	365日	365日
2 管路輸送施設利用者設備保守点検業務（ごみ貯留ドラム数）	68基	68基	68基

## 6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業（定款第4条第1項第6号）

### （1）廃棄物処理施設等技術支援事業 「事業番号(21)」

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施する。

区 分	委託元	令和5年度 計画	令和4年度 計画	令和3年度 実績
ごみ処理施設建設及び維持管理に 関する技術支援業務	多摩地区市町村等	6件	7件	6件
	島しょ町村等	7件	8件	8件
	その他	3件	4件	4件

### （2）産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業 「事業番号(22)」

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、東京都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行う。

また、都が実施する使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業に当たり、使用済住宅用太陽光パネルをリサイクルする産業廃棄物中間処理業者について、都の基準に従い必要な調査を行い、調査結果を都に報告する業務を実施する。

区 分	名 称	申請区分	令和5年度計画	令和4年度計画	令和3年度実績
第1種 評価基準	産廃 エキスパート	新規	3件	3件	2件
		更新	78件	32件	44件
第2種 評価基準	産廃プロフェ ッショナル	新規	3件	3件	2件
		更新	25件	21件	23件
合 計			109件	59件	71件

### （3）微量 PCB 廃棄物処理支援事業（東京都補助事業） 「事業番号(23)」

有害物質である微量 PCB 廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者から発生した微量 PCB を含む廃絶縁油等の処分や微量 PCB を含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3～7年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

（基金5億4,000万円）

区 分	概 要
助成対象者	都内中小企業者等・都民
助成対象	・微量 PCB 廃絶縁油等の処分 ・微量 PCB の濃度分析
助成額	助成対象経費の 1/2



(4) 医療廃棄物適正処理推進事業 「事業番号(24)」

① 医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

公益社団法人東京都医師会と共同で都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
参加医療機関	1,150 件	1,150 件	1,057 件

② 病院・医療廃棄物適正処理推進事業

都内大規模病院等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
参加病院	60 件	70 件	62 件

(5) 中防外側諸事業（東京都受託事業） 「事業番号(25)」

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施する。

事業項目	実 施 内 容
1 埋立作業計画の作成業務	① 埋立作業計画の作成 ② 廃棄物搬入量の集計
2 一般廃棄物の受入業務	① 焼却残灰等の搬入者確認 ② 搬入車両の誘導及び指導
3 産業廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 搬入の受付、処理手数料の徴収等 ④ 廃棄物搬入車両の誘導
4 都市施設廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等
5 廃石綿受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 廃棄物搬入車両の誘導
6 廃棄物埋立作業	① 廃棄物の敷き均し転圧作業 ② 処分場内の中間覆土作業 ③ 処分場内の堀削、整地、搬入路・踊り場の造成作業 ④ 埋立作業現場の散水作業
7 産業廃棄物の分析業務	① 産業廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さい）の分析
8 防火及び埋立処分場内警備等業務	① 防火・警備の場内パトロール ② 埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備 ③ 開場時間帯内の処分場への進入車両の監視 ④ 災害等発生時の初期対応、緊急連絡
9 飛散ごみ対策等環境保全作業	① 処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業 ② 洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の污水収集・清掃作業 ③ 残灰等のごみ飛散防止の散水作業

10 散水作業	① 処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業 ② 廃棄物空け場等の巡回による散水作業
11 場内緑化整備等	① 処分場内緑化状況調査 ② 除草 ③ 植樹及び管理 ④ 埋立処分場自生木移植及び管理 ⑤ 植樹散水・薬剤散布
12 埋立作業用車両等の整備	① 車両故障修理 ② 各種定期点検 ③ 車両整備 ④ 安全運転旗等製作・設置 ⑤ 労働安全規則に基づく特殊車両（クレーン車等）の定期検査 ⑥ パンク修理、タイヤ交換
13 最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成等作業	① 処分場内における覆土材の運搬作業等 ② 処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③ 覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業

#### (6) 浄化槽法定検査事業 「事業番号(26)」

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を実施するとともに、必要に応じて、管理者に対して改善策等の助言を行う。

区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
浄化槽法第 7 条検査	140 件	130 件	128 件
浄化槽法第 11 条検査	4,800 件	4,800 件	4,834 件

#### (7) 河川環境保全事業（東京都受託事業） 「事業番号(27)」

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等 29 河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施する。

事業概要	区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
1 都の指示する河川の水面に浮遊するごみ等を除去清掃	作業日数	309 日	309 日	309 日
	特別作業	—	—	14 日
	対象河川	29 本	30 本	30 本
	作業距離	109km	109km	109km
2 河川水面清掃作業に必要な船舶等及び分室の保守管理	管理船舶等	22 艘	22 艘	22 艘
	機材	ショベルローダー 1 台	ショベルローダー 1 台	ショベルローダー 1 台
	施設	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟

(8) 清掃工場計器保全事業 「事業番号(28)」

特別区の清掃工場や民間企業等が所管する施設に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施する。

事業概要	区 分	令和 5 年度計画	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績
排ガス分析計等保守点検	作業日数	308 日	308 日	308 日
	工場・施設数	25 件	25 件	24 件
	点検基数	9,356 基	9,099 基	7,846 基

(9) 施設搬入不適物調査事業 「事業番号(29)」

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適物の検査業務を実施する。

区 分		令和 5 年度計画 (作業日数)	令和 4 年度計画 (作業日数)	令和 3 年度実績 (作業日数)	
合 計		314 日	314 日	297 日	
内 訳	平日	昼 間	179 日	176 日	164 日
		昼間半日	17 日	20 日	15 日
		早 朝	74 日	74 日	74 日
		夜 間	12 日	12 日	12 日
	日・祝日	昼 間	18 日	18 日	18 日
		昼間半日	2 日	2 日	2 日
		早 朝	12 日	12 日	12 日

## 7 公益目的事業の推進に資する事業（定款第4条第3項）

### （1）社有地の利活用事業 「事業番号(30)」

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者の ENEOS との事業用地賃貸借契約期間に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸出を行う。

区 分	面積
賃貸借部分面積	2,428.52m <sup>2</sup>
江東区潮見事業用地（住所：江東区潮見一丁目3番2号）	3,388.11m <sup>2</sup>

### Ⅲ 予算概要

#### 1 事業別収支の概要

(単位:千円)

事業名	収益	費用	他会計 振替額	増減
<b>公益目的事業</b>	<b>10,507,985</b>	<b>10,939,167</b>	<b>10,435</b>	<b>▲ 420,747</b>
<b>公益目的事業1</b>	<b>5,842,628</b>	<b>6,088,285</b>	<b>0</b>	<b>▲ 245,657</b>
1 環境調査研究事業	961,060	897,946	0	63,114
2 広報普及等事業 ①	29,411	72,997	0	▲ 43,586
3 地球温暖化防止活動事業	4,543,157	4,787,986	0	▲ 244,829
4 自然環境の保全等事業	309,000	329,356	0	▲ 20,356
<b>公益目的事業2</b>	<b>4,665,357</b>	<b>4,850,882</b>	<b>10,435</b>	<b>▲ 175,090</b>
5 資源の循環利用に関する事業	2,113,065	2,321,692	10,435	▲ 198,192
6 廃棄物の適正処理及び 処理技術の支援事業	2,445,807	2,395,356	0	50,451
2 広報普及等事業 ②	106,485	133,834	0	▲ 27,349
<b>収益事業</b>	<b>30,000</b>	<b>9,100</b>	<b>▲ 10,435</b>	<b>10,465</b>
7 公益目的事業の推進に資する事業	30,000	9,100	▲ 10,435	10,465
<b>法人会計</b>	<b>2,485</b>	<b>36,297</b>	<b>0</b>	<b>▲ 33,812</b>
法人会計(管理運営)	2,485	36,297	0	▲ 33,812
<b>総合計</b>	<b>10,540,470</b>	<b>10,984,564</b>	<b>0</b>	<b>▲ 444,094</b>

## 2 正味財産増減の概要

(単位:千円)

項目		金額	
一般正味財産 増減の部	公益目的 事業会計	経常収益	10,507,985
		経常費用	10,939,167
		当期経常増減額	▲ 431,182
		当期経常外増減額	0
		他会計振替額	10,435
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 420,747
	収益事業 会計	経常収益	30,000
		経常費用	9,100
		当期経常増減額	20,900
		当期経常外増減額	0
		他会計振替額	▲ 10,435
		税引前当期一般正味財産増減額	10,465
	法人会計	経常収益	2,485
		経常費用	36,297
		当期経常増減額	▲ 33,812
		他会計振替額	0
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 33,812
		合計	
		経常収益	10,540,470
		経常費用	10,984,564
	当期経常増減額	▲ 444,094	
	当期経常外増減額	0	
	税引前当期一般正味財産増減額	▲ 444,094	
	法人税等	320	
	当期一般正味財産増減額	▲ 444,414	
	一般正味財産期首残高	5,487,909	
	一般正味財産期末残高	5,043,495	
指定正味財産増減の部	当期指定正味財産増減額	0	
	指定正味財産期首残高	356,081	
	指定正味財産期末残高	356,081	
正味財産期末残高		5,399,576	

## IV 会社の機関

### 1 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行う。

- (1) 理事長 — 法令及び定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 常務理事 — 法人の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐する。また、理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 理事 — 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

### 2 評議員会

すべての評議員をもって構成し、会社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

### 3 監事

会社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

### 4 会計監査人

会社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

### 5 理事会・評議員会の開催予定

#### 【理事会】

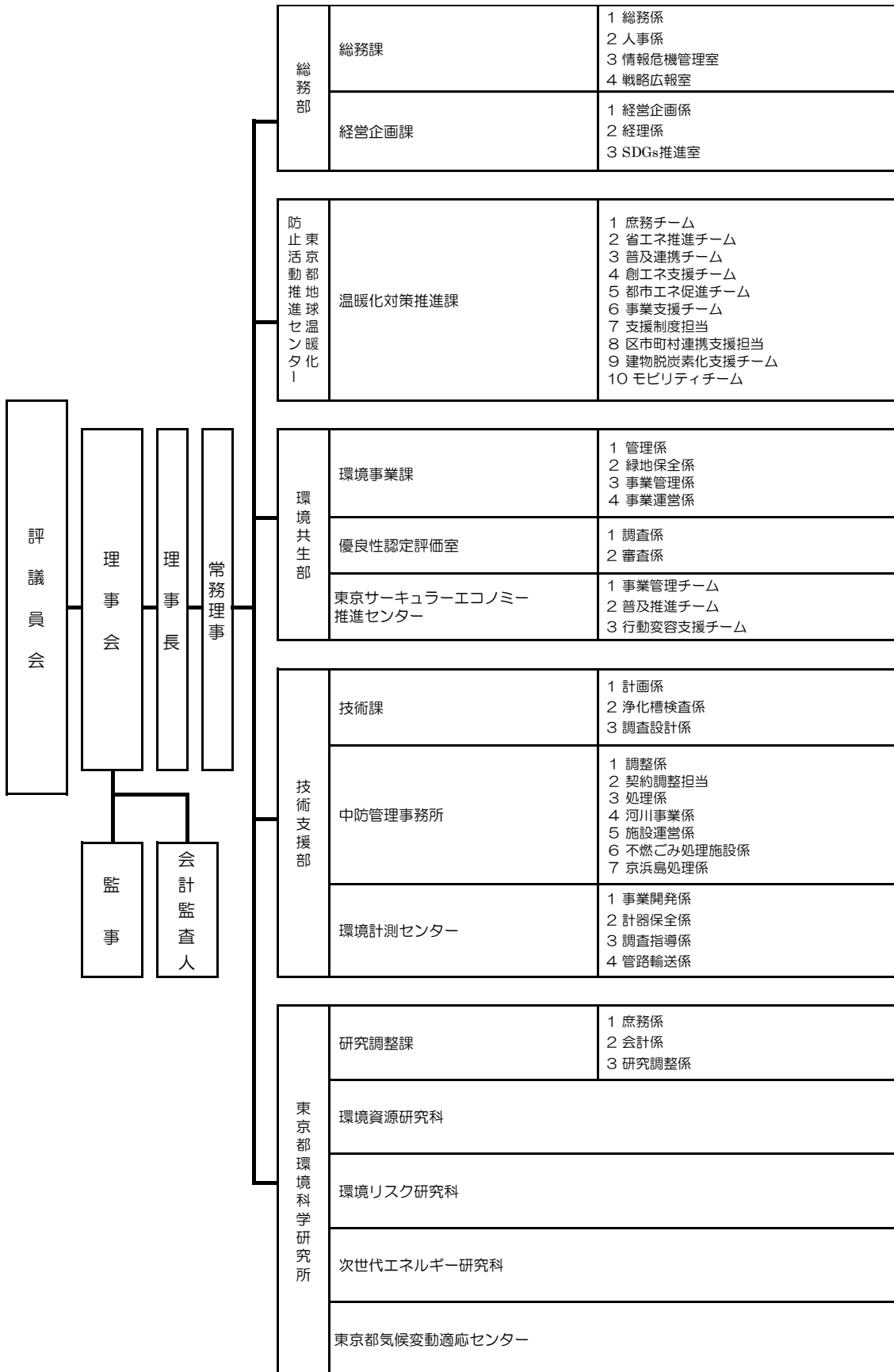
回数	付議事項	開催時期
第1回	令和4年度 事業報告・収支決算について	令和5年6月開催予定
第2回	令和6年度 事業計画・収支予算について	令和6年3月開催予定

#### 【評議員会】

回数	付議事項	開催時期
第1回	令和4年度 収支決算について	令和5年6月開催予定

# V 会社の組織

## 1 組織図





## 2 職員数

《 部 ・ 課 》	《 職 員 数 》			計
	常勤職員	非常勤職員		
		(うち管理職)		
総務部	30	(3)	4	34
総務課	16	(2)	2	18
経営企画課	14	(1)	2	16
東京都地球温暖化防止活動推進センター	133	(5)	18	151
環境共生部	39	(5)	15	54
環境事業課	21	(3)	12	33
優良性認定評価室	3	(1)	1	4
東京サーキュラーエコノミー推進センター	15	(1)	2	17
技術支援部	176	(5)	17	193
技術課	16	(2)	4	20
中防管理事務所	127	(2)	13	140
環境計測センター	33	(1)	0	33
東京都環境科学研究所	46	(7)	11	57
研究調整課	10	(2)	4	14
環境資源研究科	21	(2)	4	25
環境リスク研究科	8	(1)	2	10
次世代エネルギー研究科	4	(1)	1	5
東京都気候変動適応センター	3	(1)	0	3
職員数計	424	(25)	65	489

注) 職員数は、令和5年4月1日の予定人員である。

公社の事業所等

(令和5年4月1日現在)

施設名	施設区分	所在地	敷地面積・施設規模等	備考
本社	民間賃貸ビル借上げ	墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 5・8階	床面積 1,741.62 m <sup>2</sup>	平成22年8月 開設
東京都環境科学研究所	都施設	江東区新砂1-7-5	敷地面積 7,281.91 m <sup>2</sup>	平成19年4月 移管
東京都地球温暖化 防止活動推進センター	民間賃貸ビル 借上げ	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9・10・14階	床面積 1,574.51 m <sup>2</sup>	平成20年4月 事業開始
ガソリンスタンド併設型 水素ステーション	土地賃貸	江東区潮見1-3-2	2,428.52 m <sup>2</sup>	平成27年9月 開始
水素情報館 東京スイソミル	公社施設		959.59 m <sup>2</sup>	平成28年7月 開館
多摩分室 (自然環境保全・浄化槽検査)	都施設	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内	床面積 約57.93m <sup>2</sup>	平成27年4月 事業開始
第二多摩分室 (自然環境保全)	民間賃貸ビル 借上げ	東京都立川市錦町2-4-2 CB 立川ビル6階	床面積 218.18m <sup>2</sup>	令和4年4月 開設
神田情報センター (粗大ごみ等受付)	民間賃貸ビル 借上げ	千代田区鍛冶町2-2-2 神田パークプラザ4階	床面積 538.60 m <sup>2</sup>	平成8年10月 開設
東京都廃棄物埋立処分場	都施設	江東区海の森三丁目地先	中央防波堤外側埋 立処分場 約3,140,000 m <sup>2</sup>	昭和53年4月 事業開始
		江東区青海三丁目地先	新海面処分場 約4,800,000 m <sup>2</sup>	
中防不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	江東区海の森2-4-79	床面積 34,575 m <sup>2</sup> 処理能力 48t/h×2系列	昭和61年10月 事業開始
京浜島不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	大田区京浜島3-7-1	床面積 41,679 m <sup>2</sup> 処理能力 8t/h×4系列	平成8年11月 事業開始
ごみ管路収集輸送施設	一組施設(※)	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	床面積 55.00 m <sup>2</sup> 総管長 約16km	平成7年12月 事業開始
潮見分室 (河川環境保全)	都施設	江東区潮見1-29-8	床面積 253.4 m <sup>2</sup>	昭和61年4月 事業開始
厩橋分室 (河川環境保全)	都施設	台東区蔵前2-15-2	床面積 383.6 m <sup>2</sup>	昭和61年4月 事業開始

※ 一組施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設

